

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

裁判官 森鍵一 齋藤毅 豊臣亮輔（言渡日 令和2年12月4日）

判 決 骨 子

関西電力は、大飯原発3号機及び4号機の設置変更許可申請において、各原子炉の耐震性判断に必要な地震を想定する際、地質調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算した平均値としての地震規模をそのまま用いた。新規制基準は、経験式による想定を超える規模の地震が発生し得ることを考慮しなければならないとしていたから、新規制基準に基づき基準となる地震動を想定する際には、少なくとも経験式による想定を上乗せする要否を検討する必要があった。原子力規制委員会は、そのような要否自体を検討することなく、上記申請を許可した。原子力規制委員会の調査審議及び判断は、審査すべき点を審査していないので違法である。

以 上